

佐賀県告示第 120 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和 2 年 4 月 24 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 施行者の名称

基山町

2 都市計画事業の種類及び名称

鳥栖基山都市計画下水道事業 基山町公共下水道

3 事業施行期間

平成 13 年 3 月 19 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成 13 年佐賀県告示第 116 号、平成 15 年佐賀県告示第 124 号、平成 16 年佐賀県告示第 466 号、平成 19 年佐賀県告示第 374 号、平成 25 年佐賀県告示第 151 号、平成 28 年佐賀県告示第 118 号及び平成 29 年佐賀県告示第 548 号の事業地に三養基郡基山町大字小倉字灰塚を加える。

(2) 使用の部分

平成 13 年佐賀県告示第 116 号、平成 15 年佐賀県告示第 124 号、平成 16 年佐賀県告示第 466 号、平成 19 年佐賀県告示第 374 号、平成 25 年佐賀県告示第 151 号、平成 28 年佐賀県告示第 118 号及び平成 29 年佐賀県告示第 548 号の事業地のうち、三養基郡基山町大字小倉字高下地内における事業地を変更する。